

## 母子保健情報のデジタル化について (母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書(案))

令和5年●月●日

### 1. はじめに

- 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」(以下「検討会」という。)は、昨年9月に中間報告書を作成し、母子健康手帳の見直し方針について取りまとめを行うとともに、母子保健情報・母子健康手帳の電子化について整理した。
- この整理においては、
  - ・引き続き、母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に取り組む必要があること
  - ・令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえつつ、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくことが適当であること
  - ・まずは、令和4年度中に、検討会において、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充等の観点から議論を行っていくことが示された。
- 昨年11月以降、検討会では、11月30日、12月23日、本年2月2日及び3月9日の4回にわたり、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充や、母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題について検討を行い、今般、これまでの議論を取りまとめたので、報告する。

### 2. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

#### (1) これまでの経緯

- 平成29年1月に厚生労働省に設置された「データヘルス改革推進本部」のもとに、平成30年1月に「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが新たに設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討が行われた。
- 当時の背景として、健診結果等の情報の利活用を進めるためには、情報が統

一された形式で記録され、管理されていることが望ましいが、母子保健分野の健康情報である乳幼児健診や妊婦健診については、統一された記録様式はなく、市町村間で項目や記録方法に差異があり、利活用推進に当たっての課題があり、健診の記録等のうち電子的に記録する様式の策定等について検討が行われた。

- 検討の結果、PHR (Personal Health Record) について、マイナポータルを通じて本人等にデータを提供する観点から、乳幼児健診(3~4か月児健診、1歳6か月児健診、及び3歳児健診)及び妊婦健診の情報について、
  - ・本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報について、「標準的な電子的記録様式」として定められるとともに、
  - ・「標準的な電子的記録様式」のうち、転居や進学の際に、他の市町村等に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報について、「最低限電子化すべき情報」として選定された。
- 令和2年6月からは、これらの母子保健情報については、マイナポータルを通じた閲覧が可能となっている。
- また、令和3年6月4日に決定された「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるしくみづくりが進んでいるところ。あわせて、現在政府において、医療分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を通じたサービスの効率化・質の向上により国民の保健医療の向上等を図る医療DXの議論が行われており、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム(全国医療情報プラットフォーム)等について検討が行われている。

## (2) 母子保健情報の拡充に係る考え方の整理について

- 検討会では、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、PHRについて、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充について検討を行った。
- 検討に当たっては、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」を参考に、以下のような考え方で進めることとした。

### ① 拡充の目的について

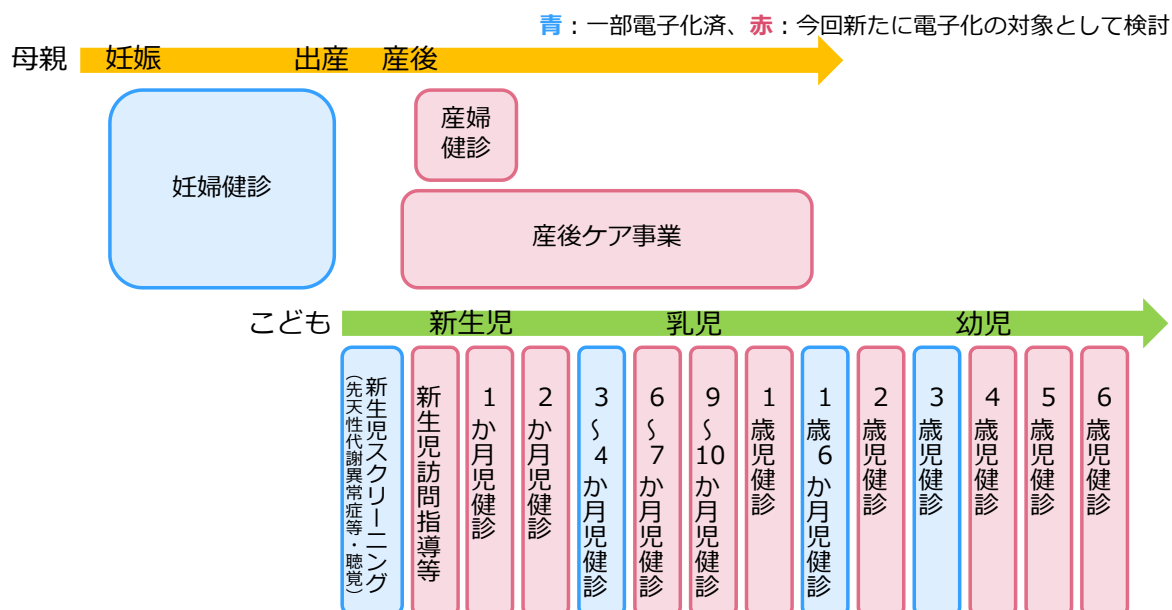
- 以下の観点から、項目の拡充を行うこととした。
  - ・こどもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、こどもの健康を管理することにより次世代を担うこどもの健やかな成長に資することに活

用

- ・ 妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資する
- ・ 転居やこどもの成長に応じて、他の市町村等に引き継がれることにより、効率的・効果的な行政事務や、保健指導等を行うことに活用

② 拡充の対象となる母子保健事業の選定について

- 「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」においては、母子保健事業の健診のうち、法律に基づき実施されているか実施率が非常に高く、国が検査項目等を示しているもの（3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、妊婦健診）を対象としていた。
- 令和4年9月の時点において、「最低限電子化すべき情報」、出生児の情報、予防接種の情報はほとんどの市町村で電子化されており、その他の乳幼児健診の情報（「標準的な電子的記録様式」に該当するもの）についても、概ね7割程度の市町村で電子化されていた。また、ほぼ全ての市町村で、妊婦健診の受診状況、出産時の児の状態についての情報を把握しており、健診の受診状況、各回の健診で実施する項目、出産時の児の状態の情報は多くの自治体で電子化されていた。
- また、上記以外の母子保健事業についても、
  - ・ 産婦健診については、実施している市町村のうち、7割程度の市町村で、健診の受診状況、診察検査結果、EPDSの結果について電子化されている、
  - ・ 産後ケア事業については、ほとんどの自治体で、利用状況を把握している一方で、電子化している自治体は4割強、
  - ・ 妊娠の届出時や新生児訪問指導などでのアンケート・面談等の記録、乳幼児健診（3～4か月・1歳6か月・3歳児健診以外）のデータは、半数以上の自治体で電子化されている、という状況であった。
- これらを踏まえ、検討会では、以下の母子保健事業を拡充の対象とすることとした【図1】。3～4か月児健診・1歳6か月月児健診・3歳児健診、妊婦健診以外の母子保健事業については、実施状況にばらつきがあるが、全国で統一された標準的な記録様式を定める観点から、母子健康手帳省令様式において項目が示され、実施市町村で電子化可能な事業を、拡充の対象とした。



【図 1：拡充の対象となる母子保健事業】

③ 電子化する項目の選定基準について

- 母子保健事業の「標準的な電子的記録様式」として、PHR の観点から、以下の基準で選定することとした。
  - i) こどもの健やかな成長に資する情報や、本人の健康行動や次回以降の適切な妊娠管理に寄与する情報
  - ii) 本人（こどもについては保護者も）が閲覧することに適した情報
  - iii) 信頼性が高い情報（専門家の判断等による情報）
  - iv) 電子化に適した情報（定量化・コード化可能な情報）
- また、「最低限電子化すべき情報」として、「標準的な電子的記録様式」の項目のうち、他の市町村に引き継がれることにより、行政事務や保健指導等の効率的・効果的な運用に資する最低限必要な項目を、以下の基準で選定することとした。
  - i) 連続的なデータとして把握することで得られる、一貫した保健指導に必要な情報
  - ii) 母子保健事業の実施に当たって必ず必要な情報
  - iii) 市町村において、一定程度電子化が進んでいる情報
- なお、電子化を進めるに当たって自治体職員の業務負担の増大や財源の確保等の課題があること等を踏まえ、特に重要性・優先度の高いものを選定することが重要とされた。

(3) マイナポータルに新たに追加すべき母子保健情報について【別添 1、別添 2 参

照】

① 妊産婦に関する情報について

- 妊婦健診の情報のうち、妊娠中の経過等について、医療機関から自治体への情報共有が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。
- 妊婦の健康状態（喫煙、飲酒）や感染症検査等の情報について、機微に触れる情報ではある一方で、PHRとして本人が確認することによる医学的な意義があること、自治体における電子化が一定程度進んでいること（※）等を踏まえ、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。  
※令和4年9月の時点において、妊娠中の喫煙や飲酒に関する情報は63.5%の自治体が、梅毒・HIV等の感染症の検査結果は45.1%の自治体が、電子化を行っている。
- 産婦健診、産後ケア事業の情報及びEPDS等のアセスメントの実施に関する情報について、自治体における電子化の状況や今後新たに母子健康手帳の省令様式に追加されたこと、産後の一貫した保健指導に重要な情報であること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。

② 乳幼児に関する情報について

- 新生児訪問指導等に関する情報について、実施率は低いものの、PHRの観点から有用な情報であるため、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。なお、新生児訪問指導等は新生児以降においても継続することができることから、1か月以降の訪問についても記録できるようにすることが望ましい。
- 新生児スクリーニング（先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査）の情報について、自治体における電子化の状況（※）や市町村における受検の把握が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。  
※令和4年9月の時点において、71.9%の自治体が電子化を行っている。
- 3～4か月・1歳6か月・3歳児健診以外の乳幼児健診の情報について、自治体における電子化の状況（※）等を踏まえ、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。  
※令和4年9月の時点において、81.6%の自治体が電子化を行っている。
- 現在、精密健康診査に関する情報は1歳6か月・3歳児健診についてのみデータ項目が設定されているが、それ以外の時期の乳幼児健診における精密健康診査に関する情報についても、新たに「標準的な電子的記録様式」に追

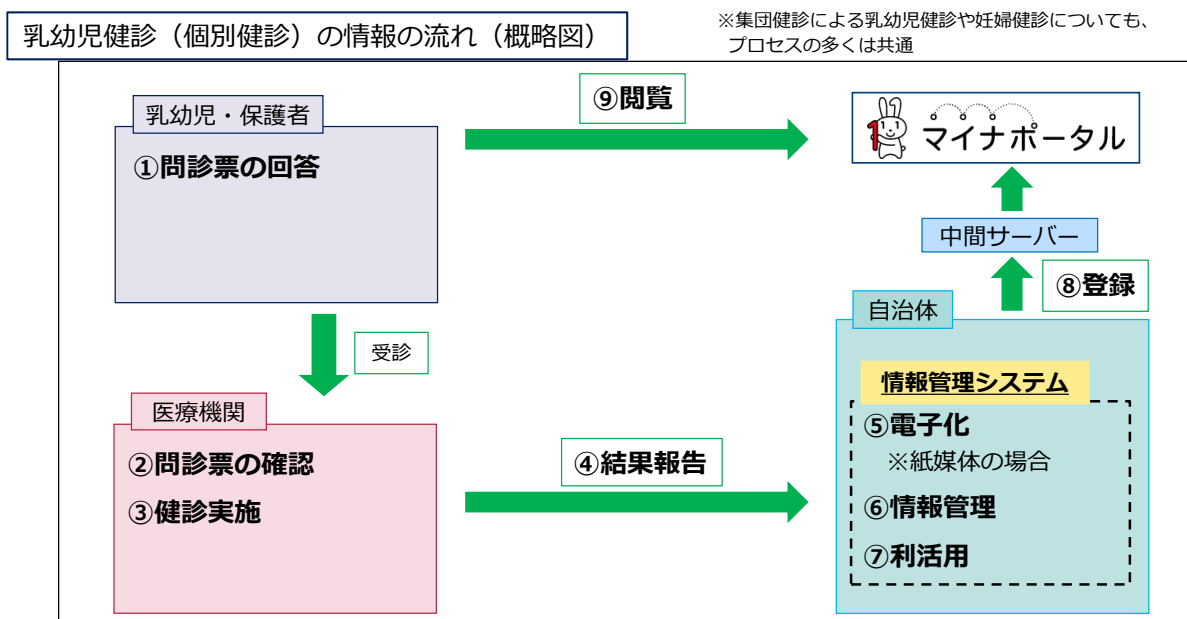
加すべきと考える。

- 1歳6か月・3歳児健診について、新たに母子健康手帳の省令様式に追加された歯の形態・色調、屈折検査について、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。また、歯の汚れについて、歯科の評価で重要であることから、他の歯科健診の項目同様、「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。

### 3. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

#### (1) 現状と課題の整理について

- 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題を議論するに当たり、検討会では、個別健診として実施される場合の乳幼児健診を例にして、情報の流れに関する現行のプロセスを【図2】のように整理した上で、プロセスごとに現状と課題を検討した。



【図2：乳幼児健診（個別健診）の情報の流れ（概略図）】

#### (2) プロセスごとの現状と課題について

- ① 問診票の回答
- ② 問診票の確認

##### i) 現状

- 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診については、健やか親子21（第2次）の指標に基づく問診票が厚生労働省の通知で示されており、多くの自治体で活用されている一方で、自治体独自の問診項目を追

加している場合がある。

- 乳幼児健診で用いられる問診票については、先進的な自治体では、アプリ等を活用したデジタル化を行っている一方で、多くの市町村では、紙で運用されている。

## ii) 課題

- 医療機関に委託して行う個別健診の場合、健診終了後、自治体が問診票の回答内容を把握するまでにタイムラグがある。
- 母子保健情報を医療機関・市町村間で電子的につなぐ仕組みが確立されていない。

## ③ 健診実施

## ④ 結果報告

### i) 現状

- 健診の項目については、
  - ・ 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診については、厚生労働省の通知で健診票や基本情報票が、
  - ・ 妊婦健診については、告示で健康診査についての望ましい基準が、通知で医療機関から市町村に情報提供する項目が、示されている。
- 機器を用いた計測の際には、計測結果を健診票や母子健康手帳に転記する作業が必要である。
- 健診結果については、紙の母子健康手帳に結果が記載されるとともに、自治体にも結果が報告されている。
- 個別健診の場合、多くの自治体で手書きの紙の報告様式が定められており、医療機関から自治体に対して、紙媒体で健診結果が報告されている。  
※令和4年9月の時点において、乳幼児健診・妊産婦健診のそれぞれについて、91.7%・86.3%の自治体で手書きの報告様式が定められており、85.0%・89.5%の自治体で医療機関から自治体に紙で健診結果が報告されている。
- 市町村によっては、国保連を通して請求されるため、紙の健診結果が市町村に届くまで、約2ヶ月の時間がかかる場合がある。  
※令和4年9月の時点において、乳幼児健診については89.7%の自治体の自治体で健診終了後2か月以内に電子化されており、妊産婦健診については82.4%の自治体で健診終了後3か月以内に電子化されている。

- 医療機関で収集した健診情報を自治体のシステムに連携するためには、人の手による作業が必要である。

## ii) 課題

- 引き続き、母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要である。
- 医療機関において健診結果を職員が電子的に入力する場合、医療機関の負担が増える可能性があり、医療機関の実態を踏まえた対応を検討する必要がある。
- 母子保健法上、健診結果等について、紙の母子健康手帳への記載が求められている。
- 紙で運用されている報告様式については、健診終了後、自治体が健診結果を把握するまでにタイムラグがある。
- 医療機関の母子保健情報を妊婦・保護者等や市町村に電子的につなぐ仕組みが確立されていない。

## ⑤ 電子化

### i) 現状

- 情報管理システムへのデータ入力について、83.5%の市町村では自治体職員が行っている。特に、規模の小さい市町村では、自治体職員が入力する割合が多い。

### ii) 課題

- 電子化を進めるに当たって、自治体職員によるデータ入力業務の増大が課題である。また、電子データ化のためのシステムの導入・保守に必要な財源の確保が必要である。

## ⑥ 情報管理

### i) 現状

- ほぼ全て（97.0%）の市町村で母子保健情報を管理するための情報管理システムを導入している。
- 情報管理システム上の母子保健情報の保存期間について、13.4%の市町村が10年以上としている一方で、81.1%の市町村がルールを定めていなかった。
- 医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラット



フォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。

ii) 課題

- 母子保健情報の保存期間など、母子保健情報の保管・管理の仕組みが十分に整理されていない。
- 母子保健情報の情報管理の仕組みについて、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要。

⑦ 利活用

i) 現状

- 母子保健情報について、半数程度の市町村において、母子保健計画等の指標設定・立案、指標に基づく母子保健事業の評価、対象者個人の支援・フォローアップ等に活用されている。
- 81.4%の市町村で乳幼児健診のデータと妊産婦のデータが、56.7%の市町村で妊婦健診のデータとがん検診等の健診データが連結されている。
- 大学等の研究機関と共同したデータ分析や企業等へのデータの第三者提供を実施している市町村はごく少数である。
- 研究者が保有する母子保健情報と自治体が保有する母子保健情報を連携することで、新たな母子保健施策の提言が可能となる可能性がある。
- 医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。【再掲】

ii) 課題

- データ分析等を行うための人材確保が困難であることや職員のスキルが不足しているといった課題や、データの有効な活用方法が分からないといった課題がある。
- 個人情報の取扱など、母子保健情報の利活用の仕組みが十分に整理されていない。
- 母子保健情報の利活用の仕組みについて、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要。

⑧ 登録

⑨ 閲覧

#### i) 現状

- マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報として「標準的な電子的記録様式」、「最低限電子化すべき情報」が定められている。これらの情報はAPI連携により個人のアプリに取得することが可能となっている。
- 母親とこどもの母子保健情報について、母親やこどもの情報が誰に帰属し、PHRとして誰が閲覧することが適当かが必ずしも明らかでない。
- 医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。【再掲】

#### ii) 課題

- マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報について、充実の余地がある。引き続き、母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要である。【一部再掲】
- 母子保健情報について、どのような情報を誰がどのような観点で活用するのか、という視点を踏まえた検討が必要である。

#### (3) 母子保健情報のデジタル化に向けた今後の対応

- 今後、
  - ・ 複数の自治体において、モデル的に健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する母子保健情報デジタル化実証事業や、
  - ・ 母子保健情報のデジタル化、DX化に向けた施策の検討に資する学術的な知見を得るための母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究などを通じて、本検討会で議論された現状と課題への対応策等を検討していく。

#### 4. おわりに

- マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報については、平成30年に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」で議論され、令和2年6月からマイナポータルを閲覧可能となっているが、今般、「最低限電子化すべき情報」についてはほとんどの自治体で、「標準的な電子的記録様式」についても多くの自治体で電子化が行われていることが明らかになった。

- 検討会では、PHR を推進する観点から、マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充について議論を行い、これまで対象としてこなかった産後ケア事業や新生児訪問指導等の母子保健事業についても電子化の対象とすることとした。あわせて、これまで「標準的な電子的記録様式」としてきた妊婦健診等の情報について、自治体における電子化が一定程度進んでいること等を踏まえ、「最低限電子化すべき情報」に位置づけられることとなった。
- 検討会で新たにマイナポータルに追加すべきとされた母子保健情報について、今後、マイナポータルでの閲覧が可能となるよう、必要な対応を検討されたい。
- なお、検討会では、全国で統一された標準的な記録様式を定める観点から、母子健康手帳省令様式等において項目が示されているものを対象として議論を行ったが、たとえば妊産婦に対して行った支援や妊婦健診における胎児超音波の情報などについても電子化のメリットがあるとの指摘があったことから、引き続き、母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要である。
- また、母子保健情報デジタル化について、検討会では現行のプロセスを前提に現状と課題の整理を行ったが、今後は、医療機関や自治体システムの将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を行うことについても考慮すべきである。
- あわせて、自治体等が保有する母子保健情報が、個人情報として適切に管理・利活用されることが重要であり、こうした仕組みについて、実証事業等を通して引き続き検討されていくことが必要である。

「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」構成員名簿

○ 座長（五十音順、敬称略）

○ 安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 （公益社団法人日本助産師会 推薦）
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長（全国保健師長会 推薦）
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 （全国町村会 推薦）
○ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長
末松 則子	三重県鈴鹿市長
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 （公益社団法人日本産婦人科医会 推薦）
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 （公益社団法人日本小児科学会 推薦）
中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長（公益社団法人日本看護協会 推薦）
三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 （公益社団法人日本産婦人科学会 推薦）
三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 （公益社団法人日本小児科医会 推薦）
森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

## 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」開催日程

第1回 令和4年5月27日（金）10:00～12:00  
○ 母子健康手帳、母子保健情報等について  
相山女学園大学看護学部 中島正夫参考人

第2回 令和4年6月30日（木）10:00～12:00  
○ 母子保健情報の電子化について  
○ 母子健康手帳について

第3回 令和4年7月21日（木）10:00～11:30  
○ 母子健康手帳について

第4回 令和4年9月15日（木）10:00～12:00  
○ 見直し方針（案）について

母子健康手帳の見直し方針について（中間報告書）

第5回 令和4年11月30日（水）10:00～12:00  
○ 母子保健情報のデジタル化について  
ヒアリング：神奈川県、前橋市、北九州市、府中町、小林構成員

第6回 令和4年12月23日（金）13:00～15:00  
○ 母子保健情報のデジタル化について

第7回 令和5年2月2日（木）14:00～16:00  
○ 母子保健情報のデジタル化について

第8回 令和5年3月9日（木）10:00～12:00  
○ 議論のとりまとめ（案）について